

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年11月5日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年11月5日（月）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

都市計画課 高石課長、福田副主幹、鵜野主査補

3 件名

重点戦略事業「公園施設環境整備事業」の変更について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・報告書の中で市民参加は「無」となっているが、検討していくと説明があったことについて、実施の方向で検討を進めてほしい。
- ・長寿命化計画の対象となっている公園以外の施設の遊具についても、担当課と連携し、必要であれば修繕等を検討すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 都市建設部 都市計画課

件名	重点戦略事業「公園施設環境整備事業」の変更について					
内容	<p>市内都市公園施設の老朽化対策の強化と、改築・更新に係るコストの縮減や平準化を図る観点から、都市公園長寿命化計画を策定することとしている。</p> <p>同計画の策定については、白井市第5次総合計画前期実施計画事業の重点戦略事業「公園施設環境整備事業」に位置づけ、平成32年度を目途に進めているところである。</p> <p>しかし、平成30年4月の都市公園法の改正に伴ない、例年実施している遊具点検を改正法に基づき実施したところ、現行規準に適合しない遊具の存在が明らかになったので、長寿命化計画の対象公園の範囲(17公園増)について変更する。</p>					
			旧			新
	対象公園	平成11年度以前に公園開設 (およそ20年以上経過) 29公園		平成16年度以前に公園開設 (およそ15年以上経過) 46公園		
	年度計画 (財政推計より)	H30 予備調査 (29) 9,688千円	H30 予備調査 (29) 9,688千円	H31 予備調査 (17) 2,834千円	H31 予備調査 (17) 2,834千円	
		H31 健全度調査 (29) 4,567千円	H31 健全度調査 (46) 9,278千円	H32 計画策定 (46) 13,200千円	H32 計画策定 (46) 13,200千円	
		H32 計画策定 (29) 9,231千円			H32 計画策定 (46) 13,200千円	
		23,486千円		35,000千円		
別紙変更理由書参照						
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の安全性の確保は重要であるが、補助の活用など事業効率にも留意する。 ・計画策定は補助対象とはならないか? → ならない。 					
スケジュール	<p>平成30年度 予備調査(29公園)</p> <p>平成31年度 予備調査(17公園)、健全度調査(46公園)</p> <p>平成32年度 計画策定(46公園)、補助要望 【予定実施期間(10年間)平成33(2021)年～平成42(2030)年】</p> <p>平成33年度～ 計画に基づき『社会資本整備総合交付金』を活用し事業を実施</p>					
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無
条例規則	無			報道発表	有	策定後直近の定例記者会見
議会説明	有	策定後に行政運営報告		広報・HP等	有	策定後
市民参加	無					
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分非 (各年度内訳金額) <input type="checkbox"/> 時限非 () まで					
参考情報	関係法令等	都市公園法				
	関係課	行政経営改革課(白井市公共施設等総合管理計画)				
	事業費	35,000 千円 (うち特定財源				0 千円)

変更理由書

● 公園施設長寿命化計画について

公園施設の長寿命化計画は、「公園施設長寿命化計画策定指針(案) (平成 24 年 4 月国土交通省)」に基づき、都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新に係るコストの縮減や平準化を図ることを目的として策定するものです。

長寿命化計画を策定することにより、社会資本整備総合交付金の『公園施設長寿命化対策支援事業 (国費率 1/2)』を活用することが出来ます。

また、長寿命化計画には、遊具のほかベンチ、トイレ、公園灯なども含まれます。

● 都市公園法改正 (H30. 4. 1 施行) に伴う理由

遊具の定期点検が、任意実施から年 1 回以上実施することに義務化され、また、その内容については『劣化診断』と『規準診断』が規定されました。

平成 29 年度までの市の点検は『劣化診断』のみ行ってきましたが、平成 30 年度の点検で『規準診断』を追加実施した結果、重大な規準不適合と診断された遊具が 18ヶ所にありました。

これらについては、使用中止とはしておりませんが、早期の対策が必要であり、数も多いことから長寿命化計画に位置づけ計画的に取り組む考えです。

しかし、この 18ヶ所の遊具の中には、当初の長寿命化計画の対象としていた『平成 11 年度以前に開設』より新しい公園があったため、計画対象を『平成 16 年度以前に開設』した公園に拡大するものです。

【参考】遊具の規準改正について

都市公園における遊具の安全確保に関する指針 H14. 3 (JPFA-S : 2002)

都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂) H20. 8 (JPFA-S : 2008)

都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第 2 版) H26. 6 (JPFA-S : 2014)

重大な規準不適合と診断された具体例 (主なもの)

- 安全領域の確保
- 頭部・胴体の挟み込み (100~230mm) 防止
- 指の挟みこみ (φ8~25mm) 防止
- 直接衝突の危険がある、ボルト・ナット類の突出対策